# ３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.56

**脚立の昇降(上り下り)**

① 両手で体を支えて、足元を見る

② 体重は、踏さんに残す、

③ 一段昇降、足を揃え止まる、1秒間

**脚立の使用時**

☆脚立を立て、地盤と設置を足で「トントン」

**☆天板とその下の踏さんに乗らない**

**☆ 手・膝・下腿を支柱・踏さんに押付ける**

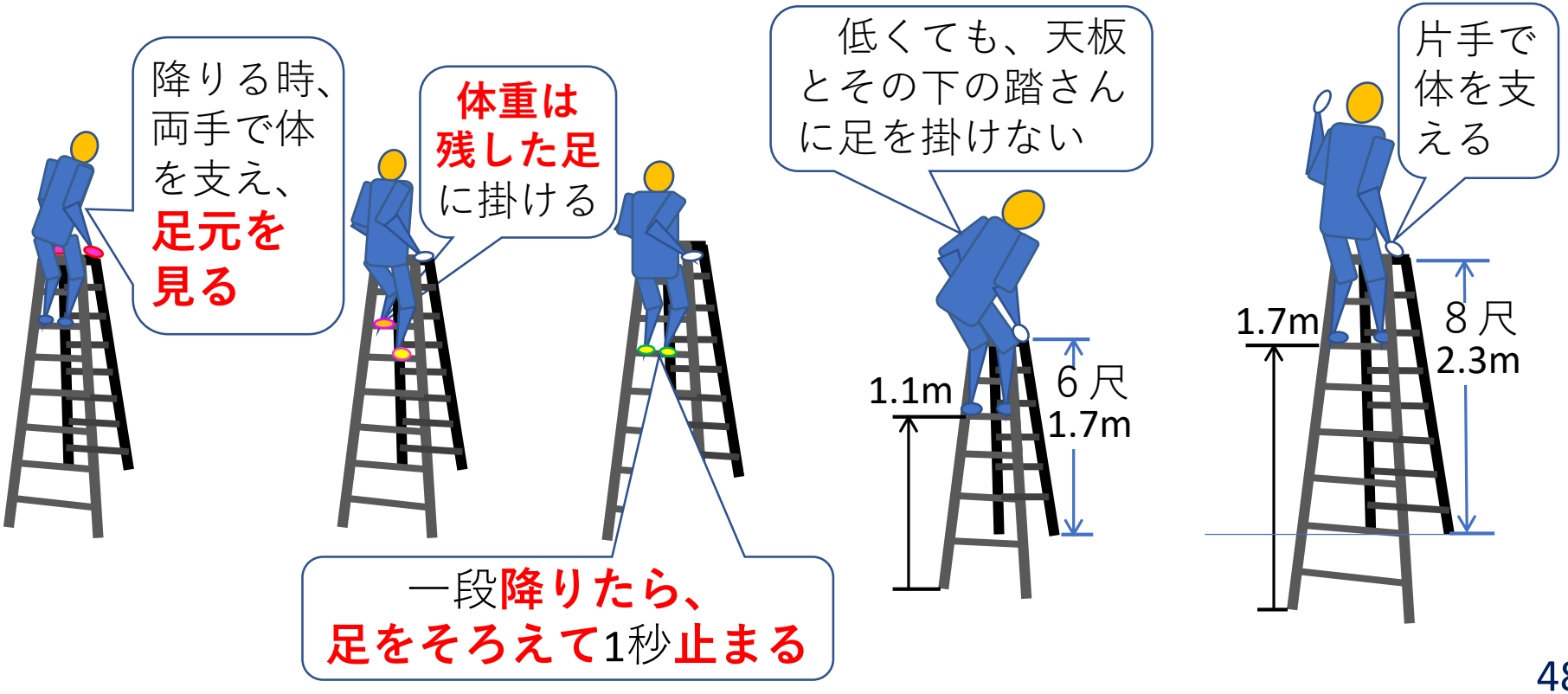

# ３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.58～59

１２）はい作業

- 肥料の保管
  - ①直射日光を避ける
  - ②不測の事態を想定し、置き方を検討

☆地震での倒壊
☆火災時は大量の水で注水消火

- フォークリフトによる「機械はい」
  - ③ はみ出した肥料の端、パレットの端で下端の間隔を１０cm以上開けて置く
  - ④ 肥料・穀物フレコンの積み下ろし時はヘルメットで頭部保護

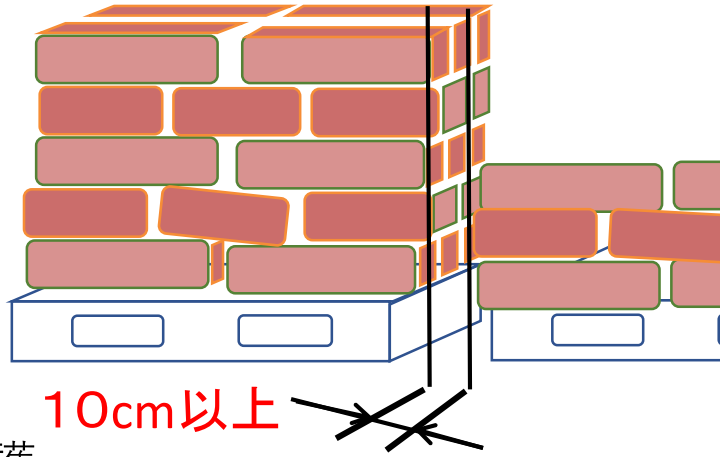


- パレットへの肥料積上げは、それぞれの袋が押さえ合う様に奇数、偶数段で異なる並べ方を繰り返す

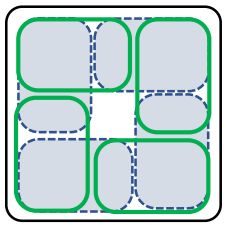
廻り４俵はい

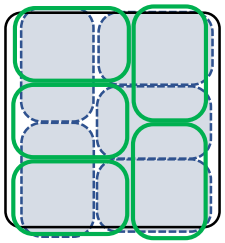
津軽５俵はい

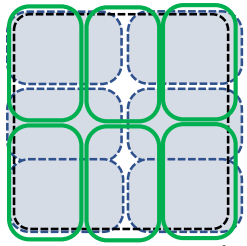
巻き６俵はい (ﾊﾟﾚｯﾄT11)

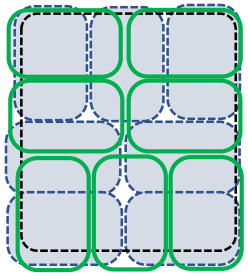
函(ﾊｺ) ７俵はい (ﾊﾟﾚｯﾄT12)

# ３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.60～63

液剤農薬を散布する作業も

- 衛生マスクではなく、
  防塵マスクを使用

マスクを付けた後にメガネを掛ける

7000ｼﾘｰｽﾞ〈3M〉

6500ｼﾘｰｽﾞ〈3M〉

フィルタ交換式は、使用限度時間の指定は無い。毎シーズン毎にフィルタ交換すると良い

排気弁付使捨て
使用限度27時間
8511-DS2
〈3M〉

排気弁付使捨て
使用限度19時間
DD01V-S2-2K
〈重松〉

- 液剤が付着した保護手袋や防護服(カッパ等)は出来るだけ廃棄し、再利用しない。表面に付着した薬液に触れる(暴露(ばくろ)する)可能性

農薬類の管理

- 保管庫は2重以上の鍵かけ
- 在庫管理をシーズン毎に実施
- 長期間使用しなかったものは整理

① 扉に２箇所の鍵が必要
1) ドアノブ鍵、 2) 追加の鍵、
3) ロッカーの鍵

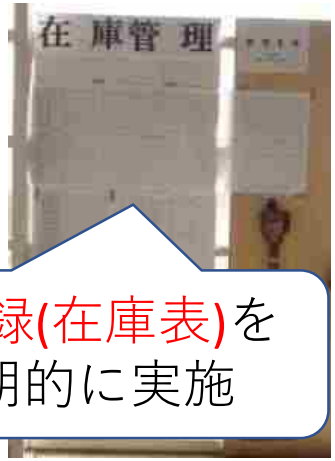


② 農薬の使用記録(在庫表)を付け、棚卸も定期的に実施

# ３ 農作業で使われる機械・作業に関する安全衛生法令、他

テキストページ P.64

1. 屋外の貯蔵所の設置は、防油堤内への雨水の侵入を避ける
2. 水抜きバルブを開け放しにすると防油堤が無効化
3. 燃料タンクを建屋内に収納する場合、自然換気を確保。ガソリン等の気化ガスは、比重3～4と空気より重く床面に溜まることから、溜まったガスが排出されるように配慮

火災防止条例は、総務省の示すひな形を各市町村の事情にあわせてアレンジ

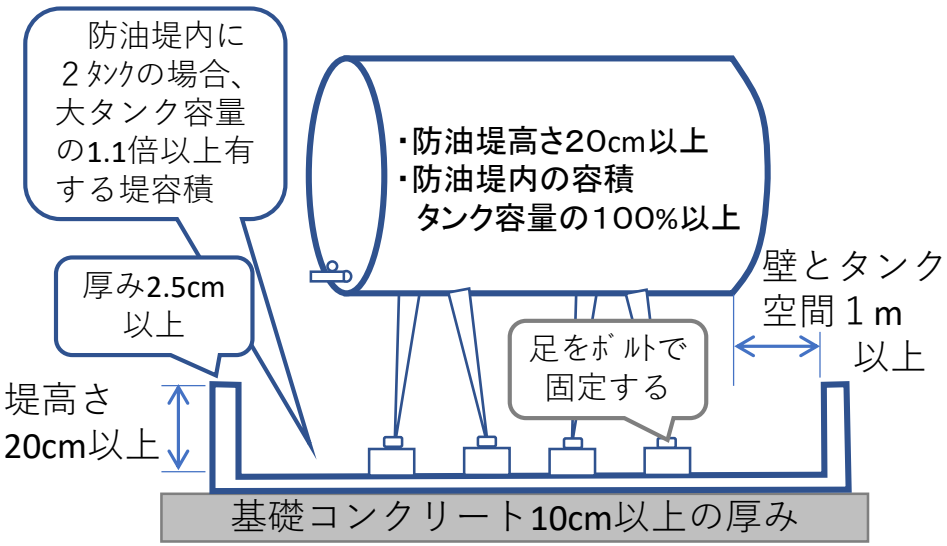


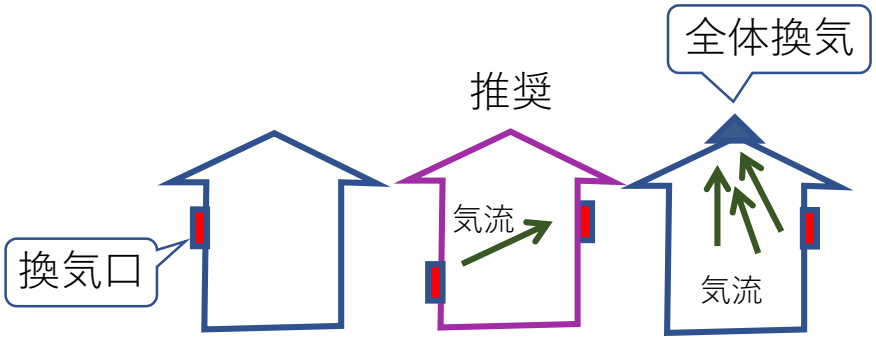


燃料の貯蔵所の換気

# ４ 農用車両に関する法令について

テキストページ
P.65～P.66

## １）主要な法令（道路運送車両法と道路交通法）

- 道路運送車両法で「農耕作業用特殊自動車」を規定。同法に基づく大臣告示で「前照灯が必要」など具体的基準を規定。
- 市町村発行のナンバープレートを付けている農機でも同法の基準を満たさず公道走行不可のものがあることに注意。

- 道路交通法も当然ながら農機にも適用。大型特殊免許には「農耕車限定」という農業者に配慮した仕組みあり。

- その他、道路に関する「道路法」「土地改良法」、保険に関する「自動車損害賠償保障法などもあり。

道路運送車両法

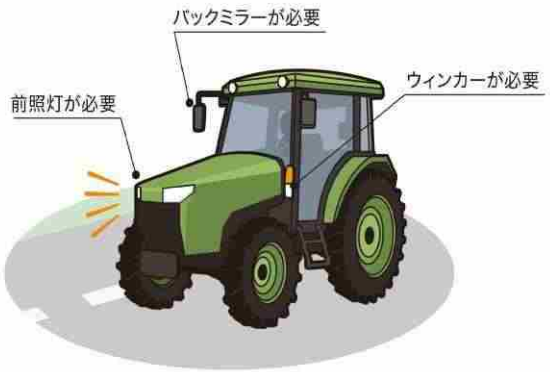


など、車両本体の安全装備等を決めている

道路交通法

など、走る場合のルール等を決めている

# ４ 農用車両に関する法令について

テキストページ
P.66～P.67

## ２）大型特殊自動車と小型特殊自動車（車両法と道交法）

- 道路運送車両法、道路交通法どちらも用いる「大型特殊自動車車」「小型特殊自動車」の用語だが、両法で定義が異なるので注意。
- 道路交通法上、普通免許で運転できる「小型特殊」は、長さ･幅･高さの制限があり最高速度が15km/h以下。
- 一方、道路運送車両法上は最高速度が35km/h未満であれば、どんなに大きくても「小型特殊」。※ただし道路走行できる全車両共通の大きさ制限はあり。
- トラクター本体が小型特殊免許で運転できても、装着作業機が幅1.7mを超えていれば大型特殊免許が必要。

**表 2-4-1　農業機械の法令による区分（平成９年１月以降）**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 道路交通法 | 長さ/幅/高さ | 4.7/1.7/2.0m以下※1 | | 制限なし |
| | 最高速度 | 15km/h以下 | | 制限なし |
| | エンジン排気量 | 制限なし※2 | | |
| | （運転免許） | 小型特殊自動車免許※3（普通免許で可） | | 大型特殊自動車免許※3 |
| 道路運送車両法 | （車両の種類） | 小型特殊自動車 | | 大型特殊自動車 |
| | 長さ/幅/高さ | 制限なし | | |
| | 最高速度 | 35km/h未満 | | 35km/h以上 |
| | エンジン排気量 | 制限なし | | |
| | 車検 | 不要 | | 必要 |
| | 自賠責保険 | 不要 | | 必要 |
| | 地方税 | 軽自動車税 | | 固定資産税 |

※1 高さはキャビン・フレーム部分のみは2.8m以下

※2 道交法の排気量制限は平成16年7月に廃止された

※3 「小特免許」「大特免許」と略して呼ばれることが多い

※4 この２本の縦線の間が、道交法上「大型特殊」だが車両法上「小型特殊」となる部分

**200馬力、最高速度34km/hのトラクター**

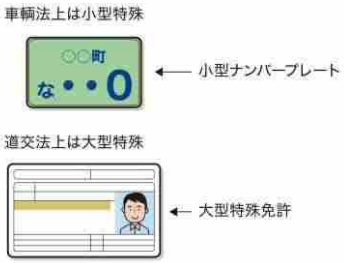

# ４ 農用車両に関する法令について

テキストページ
P.67～P.68

## ３）トラクターに作業機を装着・けん引しての道路走行

### (1)作業機を直接装着の場合

【灯火類】トラクターの灯火から作業機が40cm以上はみ出す場合、反射器と制限標識を設置。灯火が作業機に隠れる場合は灯火を新設。

【安定性】左右の最大安定傾斜角度が30度または35度以下の場合、15 km/h以下の走行とし、その旨表示をする。

【全　幅】作業機の幅が2.5mを超える場合、①行政に道路の通行許可を受ける ②作業機の両外側に赤白ゼブラの板を設置 ③全幅の数字を表示し制限標識を設置 ④原則として作業機の両外側前後に灯火を設置。

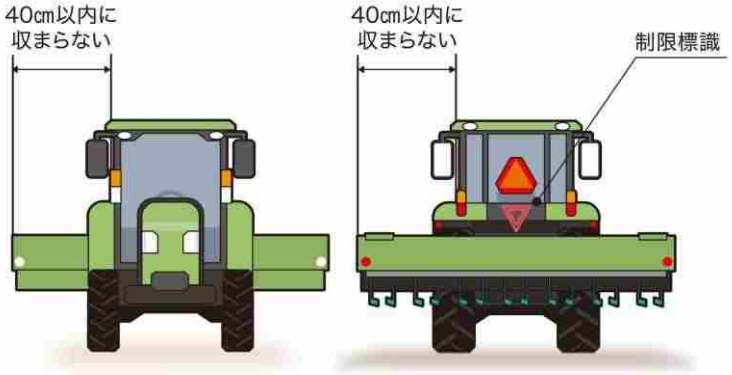


図2-4-3　本体の灯火から作業機外側が40㎝以上はみ出す場合

図2-4-5　幅が2.5mを超える場合はゼブラマークと制限標識・全幅の表示

# ４ 農用車両に関する法令について

テキストページ
P.69～P.70

## ３）トラクターに作業機を装着・けん引しての道路走行

### ⑵ トレーラー・作業機をけん引の場合

【灯火類】トレーラーには原則として各灯火器類を装備（例外あり）。

【安定性】作業機直接装着の場合と同様の措置。

【ブレーキ】トレーラーには原則としてブレーキを装備。ただし「安定性」と同様の措置をすればなしでも可。

【全長・全幅】トレーラーの幅が2.5mを超える・トラクターを合わせた長さが12mを超える場合、作業機幅が2.5mを超える場合と同様の措置。

【運転免許】積載物込み750kg超となる場合、原則としてけん引免許必要。

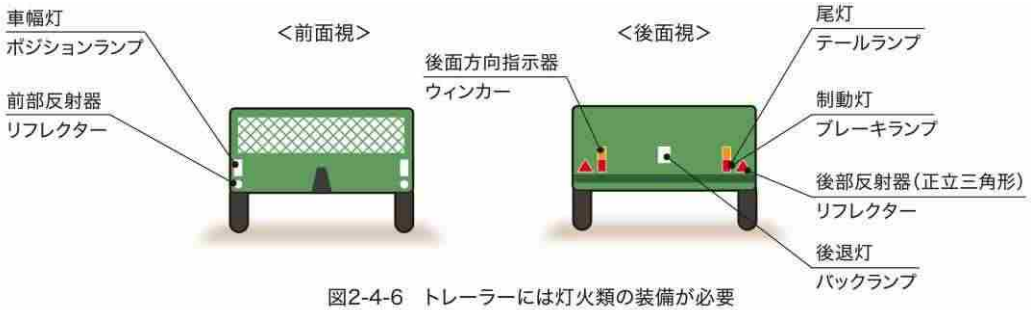


図2-4-6　トレーラーには灯火類の装備が必要

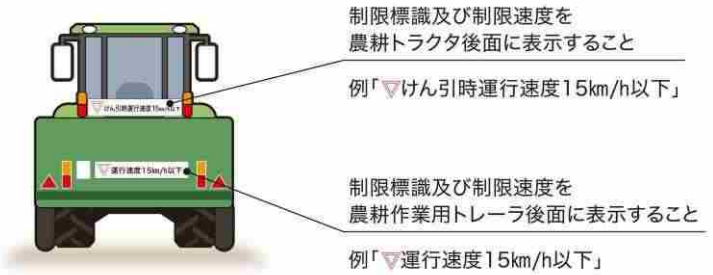


図2-4-7　傾斜角一定以下、ブレーキ未装備トレーラーに必要な表示

# ４ 農用車両に関する法令について

テキストページ
P.70～P.71

## ４）トラクターのシートベルト装着

- トラクター死亡事故の最大要因である転落・転倒の際、乗員を守るための安全キャブ・フレームは、シートベルトを装着して初めて十分な効果を発揮。

- 交通事故の統計では、シートベルトをしていないと死亡率約8倍。

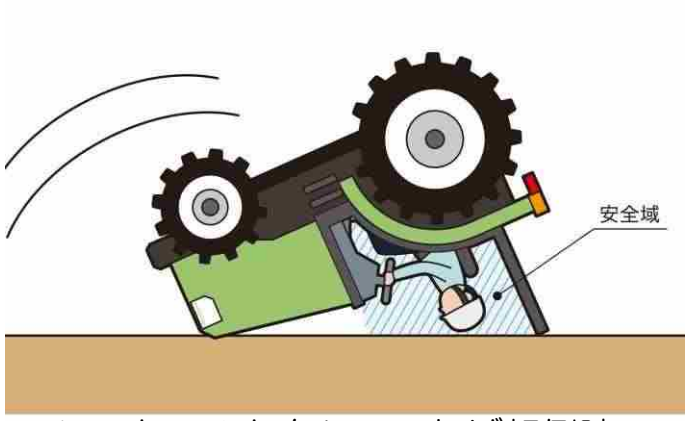


シートベルトをしていれば転倒時に安全域にとどまれる確率が高い

表 2-4-2 農耕作業用特殊車の交通事故（2015～2019 累計）

| | 死亡者 | 重傷者 | 軽傷者 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|
| シートベルト着用 | 3<br>( 3.2%) | 10<br>(10.8%) | 80<br>(86.0%) | 93<br>(100%) |
| 非着用 | 148<br>(24.5%) | 175<br>(29.0%) | 281<br>(46.5%) | 604<br>(100%) |
| 不明 | 5<br>(10.2%) | 24<br>(49.0%) | 20<br>(40.8%) | 49<br>(100%) |
| 合　計 | 156<br>(20.9%) | 209<br>(28.0%) | 381<br>(51.0%) | 746<br>(100%) |

資料：(公財)交通事故総合分析センターのデータを日本農業機械化協会が集計

シートベルト着用時の死亡率3.2%に対し非着用時の死亡率24.5%と約8倍

# 5 事故時の保険制度

テキストページ
P.72～P.73

## 1）労働災害補償保険（労災保険）

- 本来、労働者(被雇用者)のための制度で農業でも雇用があれば原則加入の義務
- 農業は家族経営も多く、その場合は原則対象外だが、農業労働の実情からみて労働者に準じて扱うべきとも考えられ、「特別加入」の制度がある
- 農業者の加入割合は8%程度にとどまっているが、一定以上の障害には年金支給など民間にはない有利な点があり、加入促進の必要性
- 特別加入は3種類の制度

### ○特別加入の種類

(1)特定農作業従事者
年間販売額300万円以上等の一定以上の規模で、①動力駆動機械を使用、②高所作業、③農薬散布などの作業をする人

(2)指定農業機械従事者
①農業用トラクター、②自走式田植機、③コンバインその他の収穫機などの機械を使用する人

(3)中小事業主等
常時300人以下の労働者を使用する事業主およびその家族など

### ○補償の内容

(1)休業4日以上のケガ
自ら設定した日当額に応じた日額の支払いに加え治療費は無料

(2)障害が残った場合
障害の程度に応じて年金または一時金の支払い